証券コード 9083
平成29年６月７日

株 主 各 位

姫路市西駅前町１番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長 尾 真

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日 時 平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場 所 姫路市下寺町43番地 姫路商工会議所会館 ２階大ホール
３．目的事項
報告事項 １．第134期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第134期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 株式併合の件
第３号議案 定款一部変更の件
第４号議案 取締役10名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.shinkibus.co.jp/ ）に掲載させていただきます。
当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
①事業報告の「５．会社の体制および方針」
②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表
従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策により雇用や所得の環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、世界経済にも景気の緩やかな回復傾向が見られますが、米国新政権における保護主義の鮮明化や英国のEU離脱問題など、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような情勢のなかで当社グループは、基盤となるバス事業を中心に更なる安全性の向上およびお客様視点によるサービスづくりに努めるとともに、積極的に新たな事業展開を行い、中長期的な収益力の向上を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比649百万円（1.5％）増の44,522百万円、営業利益は前年同期比303百万円（△9.8％）減の2,793百万円、経常利益は前年同期比249百万円（△7.6％）減の3,027百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比142百万円（△6.7％）減の1,991百万円となりました。

自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、一般路線バスでは定期券の販売が好調に推移したことに加え、沿線商業施設へのアクセス強化や明石駅前再開発に伴う利用者増により増収となりました。また、交通系ICカードの全国相互利用サービスの開始等によりICカード利用者が増加しました。高速乗合バスは明石市・神戸市西区～三宮線において運行便数の増回を実施したことに加え、USJ線、三宮～松山線が好調に推移したこと等により増収となりました。また、２階建てオープンバスを使用した神戸市内定期観光バス「スカイバス神戸」の運行を開始しました。サービス面ではバスロケーションシステム導入エリアを拡大しました。タクシー部門は乗務員不足による稼働率の低下により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比503百万円（2.6％）増の20,123百万円となりましたが、営業利益は人件費および修繕費等の増加により前年同期比29百万円（△3.1％）減の921百万円となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、大口取引を受注したこと等により大型車両部品の販売が好調に推移しました。また、平成27年６月に子会社化した株式会社大陽商会（自動車部品卸業）が収入の確保に寄与いたしました。自動車整備部門は、大型車両の車検整備や車体架装が増加したこと等により増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比389百万円（5.1％）増の8,043百万円、営業利益は前年同期比30百万円（8.1％）増の414百万円となりました。

業務受託事業

車両管理部門におきましては、スクールバスの新規受注や従業員輸送の増車等により増収となりました。経営受託部門は、指定管理施設の新規契約等により増収となりました。介護部門はデイサービス利用者が減少しましたが、サービス付高齢者向け住宅「青山の郷」の高稼働、訪問介護の増加により前期並で推移しました。

以上の結果、売上高は前年同期比105百万円(3.5%)増の3,103百万円となりましたが、営業利益は人件費の増加等により前年同期比32百万円(△11.9%)減の238百万円となりました。

不動産業

賃貸部門におきましては、姫路駅前オフィスビル「姫路ターミナルスクエア」および平成28年４月に賃貸を開始した姫路駅前商業ビル「キュエル姫路」が高稼働を確保したこと等により増収となりました。販売部門は、分譲地販売区画数および建売・注文住宅の販売戸数が増加し、増収となりました。建設部門は、店舗新装工事や建替え工事等の受注が増加したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比363百万円(9.1%)増の4,375百万円、営業利益は前年同期比194百万円(15.3%)増の1,468百万円となりました。

レジャーサービス業

サービスエリア部門におきましては、ゴールデンウィークおよびシルバーウィーク期間中の利用者が減少したこと等により減収となりました。飲食部門は、キュエル姫路内にオープンした「サルヴァトーレ　クオモ＆バール姫路店」(イタリアンレストラン)、「天ぷら海鮮　神福」(居酒屋)等が収入の確保に寄与いたしました。食品製造販売部門は、不採算店舗を閉鎖したこと等により減収となりました。レンタル(ツタヤFC)部門は、新店舗として「TSUTAYA姫路飾磨店」を出店したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比209百万円(△3.1%)減の6,468百万円、営業損益は飲食部門およびレンタル（ツタヤFC）部門における新規出店費用の発生等により前年同期に比べ135百万円悪化し、221百万円の営業損失となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、募集型企画旅行は、平成28年10月より専用バス「ゆいプリマ」を使用した新ツアーブランド「真結（ゆい）」の販売を開始するとともに、訪日観光客向けツアーに専用車両「Limon　Bus（リモン　バス）」を導入しました。手配旅行は大口団体からの受注がありましたが、訪日団体の受注減により前年並で推移しました。貸切バス部門は、一稼働あたりの収入減および稼働数減により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比0百万円（0.0%）増の3,989百万円となりましたが、営業利益は人件費、宣伝広告費および神戸車庫新設に伴う増車や専用車両導入による減価償却費の増加により前年同期比403百万円（△96.3%）減の15百万円となりました。

その他事業

清掃・警備部門におきましては、建物清掃の新規受注や既存顧客からの受注増に加え、緑地管理の受注増等により増収となりました。広告部門は、ラッピングバスやバス車内CM放送の受注件数増等により増収となりました。化粧品販売部門はエステサロンの閉店等により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比31百万円(1.7%)増の1,883百万円となりました。営業損益は広告部門の売上総利益の増加等により前年同期に比べ105百万円(86.9%)改善しましたものの、15百万円の営業損失となりました。

(注) セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,931百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

・車両(乗合バス52両、バスロケーションシステム車載器)

不動産業

・賃貸用不動産(キュエル姫路)

レジャーサービス業

・飲食店舗、ツタヤ姫路飾磨店

旅行貸切業

・車両(貸切バス23両)

(3) 資金調達の状況

当社グループではCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、当社および当社グループ会社16社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は1,058百万円で、前期末に比べ521百万円減少いたしました。

⑷ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第131期 (平成26年３月期)	第132期 (平成27年３月期)	第133期 (平成28年３月期)	第134期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高 (百万円)	43,744	41,278	43,873	44,522
経常利益 (百万円)	2,652	2,326	3,276	3,027
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,534	1,574	2,133	1,991
１株当たり当期純利益 (円)	50.91	52.26	70.81	66.11
総資産 (百万円)	51,031	52,402	54,418	55,585
純資産 (百万円)	34,832	36,551	38,553	40,614
１株当たり純資産額 (円)	1,154.87	1,212.24	1,278.90	1,347.49

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

⑸ 対処すべき課題

今後につきましては、景気の堅調な推移が期待される一方、海外経済の動向には不安要素も多く、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループは企業ビジョン「感動を創造する企業グループ」のもと、昨年３月に策定した第８次中期経営計画の達成を目指し、事業ポートフォリオの最適化による持続的成長に向け、「既存エリア、成熟事業の体質強化による利益率向上」「成長エリア、成長事業への積極投資」の２つを基本方針とした事業展開を行ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題および事業の基本方針は以下のとおりであります。

＜自動車運送事業＞

当社グループにおける基盤事業として、安全確保を最優先とする取組みを継続するとともに、利益率を向上させるためビッグデータを活用した路線・ダイヤの効率的編成や自治体が抱える交通課題解決に向けた提案などを行ってまいります。また、成長領域と位置付ける中距離高速バスや神戸エリアでは、事業の拡充に向けて積極的に投資してまいります。利便性向上施策としては、バスロケーションシステムの活用やアプリケーション開発・機能拡充による各種サービスを提供してまいります。また、多言語案内の拡大やWi-Fi環境整備など、増加する訪日外国人のバス利用拡大にも取り組んでまいります。

＜不動産業＞

安定利益の確保に向け、姫路ターミナルスクエアをはじめとする賃貸物件の高稼働を維持するとともに、不動産仲介・売買の取扱件数や管理物件数の増加に取り組んでまいります。さらに、戸建住宅における訴求力向上施策や増加するリフォーム、リノベーション需要への対応、公共工事への入札にも注力してまいります。

＜旅行貸切業＞

高付加価値ツアーブランド「真結（ゆい）」の拡販・浸透を進めてまいります。また、多様なシニア向け旅行商品の造成にも注力してまいります。一方、「LIMON（リモン）」を訪日外国人向けツアーブランドとして確立するとともに、タイ・バンコクに設立した法人を拠点に、ASEAN諸国からの旅行客獲得に注力してまいります。貸切バス部門では、神戸ポートアイランドに新設した車庫を拠点に、神戸市中心部からの輸送力増強を図るべく、営業体制を強化してまいります。また、安全性とサービスの向上に向けた人材育成と設備投資に継続して取り組んでまいります。

＜その他のセグメント＞

車両物販・整備業におきましては、安全確保の前提となる車両整備技術の向上に継続して注力するとともに、同業他社のM&A（提携・買収）にも取り組んでまいります。業務受託事業・車両管理部門におきましては、安全性とサービスを向上させることでブランディングとエリア拡大を図ってまいります。レジャーサービス事業・飲食部門におきましては、サービスエリア事業の安定運営と、店舗のスクラップアンドビルドを行ってまいります。

＜その他の経営課題＞

基本方針に基づく事業展開の土台として、コンプライアンス・内部統制面では継続的PDCAサイクルの推進、人事面では乗務員をはじめとする人材の確保・育成・活用、財務面では財務の安定性堅持と投資に関する意思決定の厳格化、組織面では生産性の高いグループ組織体制の追求・業務効率化、広報・IR面では効果的な広報活動の実施などに取り組んでまいります。また、グループ各社が利用する不動産の有効活用・効率管理（グループCRE戦略）によって不動産分野の経営効率化と収益性向上も図ってまいります。

なお、不採算事業につきましても、事業を軌道に乗せるための計画を確実に実行し、改善できなければ方向転換や撤退も含めた判断を行ってまいります。

⑹ 重要な子会社の状況（平成29年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
神姫フードサービス株式会社	50百万円	100%	飲食業および売店業
神姫産業株式会社	30	99.4	自動車部品販売および倉庫業
神姫商工株式会社	50	100	自動車修理、保険代理店業および物品販売業
株式会社ホープ	50	100	自動車の運転・保守管理、介護および経営受託
神姫バスツアーズ株式会社	50	100	旅行業
神姫観光バス株式会社	50	100	貸切旅客自動車運送事業
株式会社エルテオ	30	100	不動産業および建設業

（注）神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光バス株式会社の出資比率については、当社完全子会社である神姫観光ホールディングス株式会社を通した間接所有割合であります。

⑺ 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
輸送サービス事業	
自動車運送事業	一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道
自動車関連サービス事業	
車両物販・整備業	自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生活サービス事業	
業務受託事業	自動車の運転・保守管理、介護、経営受託
不動産業	土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理
レジャーサービス業	飲食、食品製造販売、レンタル（ツタヤFC）
旅行貸切業	旅行、一般貸切旅客運送
その他事業	化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業

⑻ 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

①当社

本社	姫路市西駅前町
輸送サービス事業（自動車運送事業）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

②子会社

自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生活サービス事業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、株式会社エルテオ（姫路市）、神姫バスツアーズ株式会社（姫路市）、神姫観光バス株式会社（姫路市）

⑼ 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,280名	77名増

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,492名	9名増	45歳	9年2月

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

⑽ 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	337百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	144百万円
株式会社みなと銀行	83百万円

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　110,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　30,860,000株

⑶ **株主数**　2,532名（前事業年度末比56名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪神電気鉄道株式会社	2,954	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	2,200	7.3
神姫バス従業員持株会	579	1.9
株式会社三井住友銀行	563	1.9
三菱ふそうトラック・バス株式会社	475	1.6
播州信用金庫	300	1.0
姫路信用金庫	300	1.0
グローリー株式会社	300	1.0
横浜ゴム株式会社	300	1.0
日本生命保険相互会社	283	0.9

（注）１．持株比率は自己株式（736,731株）を控除して算出しております。
２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数2,200千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に177千株保有しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長尾　真	公益社団法人兵庫県バス協会　会長
専務取締役	丸山明則	総括、バス事業部・不動産事業部担当 公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長 神姫環境サービス株式会社　代表取締役社長
常務取締役	坪田一夫	企画部・総務部・事業戦略部担当 株式会社山陽百貨店　取締役 しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長
取締役	瀧川博司	兵庫トヨタ自動車株式会社　取締役相談役 株式会社さくらケーシーエス　取締役
取締役	藤原崇起	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役
取締役	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社　取締役 株式会社山陽百貨店　取締役
取締役	中野浩二	バス事業部長
取締役	伊藤克也	総務部長
取締役	横山忠昭	企画部長
常勤監査役	森澤徹	
監査役	三枝輝行	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長 積水ハウス株式会社　取締役
監査役	澤田恒	澤田・中上法律事務所主宰　弁護士 大和工業株式会社　監査役
監査役	石田昭二	神戸土地建物株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役のうち藤原崇起氏および上門一裕氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。
３．監査役澤田　恒氏は、当社の顧問弁護士であります。
４．監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役のうち藤原崇起氏および上門一裕氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である瀧川博司氏、藤原崇起氏および上門一裕氏の３氏ならびに監査役である森澤　徹氏、三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏の４氏は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑶ 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 および重要な兼職の状況
上　杉　雅　彦	平成28年12月10日	逝去	代表取締役会長 山陽電気鉄道株式会社　取締役 公益社団法人日本バス協会　会長 株式会社山陽百貨店　取締役

⑷ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役 （うち社外取締役）	10名 (2)	180百万円 (11)
監　査　役 （うち社外監査役）	4 (3)	38 (17)
計 (うち社外役員)	14 (5)	219 (29)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。

４．報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(当事業年度に係る役員賞与支払予定額)

業務執行取締役　　6名　　40百万円

５．当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、１名０百万円であります。

⑸ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（平成29年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　係
社外取締役	藤原崇起	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役	競業関係 －
	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	競業関係
社外監査役	三枝輝行	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長	－
	澤田恒	該当事項はありません。	
	石田昭二	神戸土地建物株式会社　代表取締役社長	－

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（平成29年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　係
社外取締役	藤原崇起	該当事項はありません。	
	上門一裕	阪神電気鉄道株式会社　社外取締役	競業関係
社外監査役	三枝輝行	積水ハウス株式会社　社外取締役	－
	澤田恒	大和工業株式会社　社外監査役	－
	石田昭二	該当事項はありません。	

③当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	藤原崇起	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
	上門一裕	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回に出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	三枝輝行	当事業年度開催の取締役会６回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会９回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤田　恒	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会９回のうち８回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石田昭二	当事業年度開催の取締役会６回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会９回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「株式の取得に関する合意された手続による調査業務」を委託しております。

⑷ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑸ **会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

１．処分対象　　新日本有限責任監査法人
２．処分内容　　・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
３．処分理由　　・他社の財務書類の監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明した。
・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

（注）本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,422**	**流動負債**	**8,804**
現金および預金	5,489	支払手形および買掛金	1,154
受取手形および売掛金	4,845	1年内返済予定の長期借入金	375
有価証券	50	リース債務	542
商品および製品	530	未払金	3,058
仕掛品	27	未払法人税等	533
原材料および貯蔵品	123	未払消費税等	228
分譲土地建物	403	繰延税金負債	0
繰延税金資産	416	賞与引当金	944
その他	548	役員賞与引当金	75
貸倒引当金	△12	過年度雑収計上旅行券引当金	17
固定資産	**43,162**	その他	1,874
有形固定資産	**34,694**	**固定負債**	**6,167**
建物および構築物	10,860	長期借入金	683
機械装置および工具器具備品	818	リース債務	958
車両	3,274	繰延税金負債	1,369
土地	18,427	役員退職慰労引当金	145
リース資産	1,311	退職給付に係る負債	804
建設仮勘定	1	その他	2,206
無形固定資産	**372**	**負債合計**	**14,971**
その他	372	**純資産の部**	
投資その他の資産	**8,095**	**株主資本**	**38,390**
投資有価証券	4,593	資本金	3,140
退職給付に係る資産	1,389	資本剰余金	2,235
繰延税金資産	316	利益剰余金	33,454
その他	1,836	自己株式	△439
貸倒引当金	△40	**その他の包括利益累計額**	**2,200**
		その他有価証券評価差額金	1,824
		退職給付に係る調整累計額	375
		非支配株主持分	**23**
		純資産合計	**40,614**
資産合計	**55,585**	**負債および純資産合計**	**55,585**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**44,522**
売上原価		**30,958**
売上総利益		**13,564**
販売費および一般管理費		**10,771**
営業利益		**2,793**
営業外収益		
受取利息および配当金	79	
仕入割引	26	
持分法による投資利益	54	
固定資産売却益	31	
助成金収入	36	
その他	76	**304**
営業外費用		
支払利息	7	
固定資産除却損	44	
その他	18	**70**
経常利益		**3,027**
特別利益		
車両等購入補助金	93	
移転補償金	50	**143**
特別損失		
固定資産除却損	22	
固定資産圧縮損	86	
減損損失	25	
店舗閉鎖損失	17	
その他	3	**155**
税金等調整前当期純利益		**3,015**
法人税、住民税および事業税	978	
法人税等調整額	44	**1,022**
当期純利益		**1,992**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,991**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,385**	**流動負債**	**10,272**
現金および預金	2,916	1年内返済予定の長期借入金	256
売掛金	2,099	リース債務	177
商品	295	未払金	1,693
原材料および貯蔵品	78	未払法人税等	337
前払費用	62	前受金	1,120
短期貸付金	587	預り金	5,862
繰延税金資産	236	賞与引当金	492
その他	110	その他	331
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**4,168**
固定資産	**33,954**	長期借入金	254
有形固定資産	**28,510**	財団抵当借入金	276
建物	8,905	リース債務	187
構築物	474	繰延税金負債	1,087
機械装置および工具器具備品	496	退職給付引当金	177
車両	2,447	受入保証金	2,019
土地	15,838	その他	164
リース資産	347	**負債合計**	**14,440**
建設仮勘定	0	**純資産の部**	
無形固定資産	**232**	**株主資本**	**24,189**
その他	232	**資本金**	**3,140**
投資その他の資産	**5,211**	**資本剰余金**	**2,235**
投資有価証券	2,932	資本準備金	2,235
関係会社株式	489	**利益剰余金**	**19,253**
長期貸付金	997	利益準備金	307
長期前払費用	785	その他利益剰余金	18,945
その他	927	特別償却準備金	63
貸倒引当金	△920	固定資産圧縮積立金	890
		別途積立金	10,395
		繰越利益剰余金	7,596
		自己株式	**△439**
		評価・換算差額等	**1,709**
		その他有価証券評価差額金	1,709
資産合計	**40,339**	**純資産合計**	**25,899**
		負債および純資産合計	**40,339**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**20,756**
売上原価		**16,269**
売上総利益		**4,487**
販売費および一般管理費		**2,677**
営業利益		**1,809**
営業外収益		
受取利息および配当金	128	
その他	72	**201**
営業外費用		
支払利息	13	
固定資産除却損	25	
関係会社貸倒引当金繰入額	123	
その他	3	**165**
経常利益		**1,845**
特別利益		
車両等購入補助金	71	**71**
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産圧縮損	70	
店舗閉鎖損失	17	**95**
税引前当期純利益		**1,821**
法人税、住民税および事業税	540	
法人税等調整額	26	**566**
当期純利益		**1,255**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成29年５月11日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石 田 博 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成29年５月11日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石 田 博 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

神 姫 バ ス 株 式 会 社　　監 査 役 会

常勤監査役　　森澤　徹 ㊞

監　査　役　　三枝輝行 ㊞

監　査　役　　澤田　恒 ㊞

監　査　役　　石田昭二 ㊞

（注）監査役 三枝輝行、監査役 澤田　恒及び監査役 石田昭二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応し得る経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

このような方針の下、第134期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするため、当社が平成29年８月８日に創立90周年を迎えることを記念して、１株につき２円50銭の普通配当に１円の記念配当を加え、３円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、先にお支払いしている中間配当金（１株につき２円50銭）と合わせ、年間配当金は１株につき６円となります。

１．期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　金３円50銭（内、記念配当１円）
　　総額105,431,442円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月30日

２．その他剰余金の処分に関する事項

（１）　増加する剰余金の項目およびその額
　　別途積立金　　500,000,000円

（２）　減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　500,000,000円

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行うものであります。

２．併合の割合

当社の普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

2,200万株

５．その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

第２号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第８条を変更するものであります。

なお、本変更については、第２号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は1億1,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。
（単元株式数） 第8条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新設）	（附則） 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。 本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。

第４号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役上杉雅彦氏は、平成28年12月10日に逝去いたしました。つきましては、１名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長尾（ながお）　真（まこと） （昭和34年７月23日生） 再任	昭和57年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役 平成21年６月　当社常務取締役 平成24年６月　当社専務取締役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 公益社団法人兵庫県バス協会　会長 株式会社山陽百貨店　取締役	40,000株
	（取締役候補者とした理由） 長尾　真氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年６月からは当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。 以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	丸山（まるやま）　明則（あきのり） （昭和33年５月16日生） 再任	昭和56年３月　当社入社 平成18年６月　当社取締役 平成21年６月　当社常務取締役 平成25年６月　当社専務取締役（現任） （担当）総括、バス事業部・不動産事業部 （重要な兼職の状況） 公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長	27,000株
	（取締役候補者とした理由） 丸山明則氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年６月からは当社の専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。 以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	坪田（つぼた） 一夫（かずお） （昭和34年12月９日生） 再任	昭和57年４月　当社入社 平成15年６月　当社総務部長 平成19年６月　当社取締役 平成23年６月　当社常務取締役（現任） （担当）企画部・総務部・事業戦略部 （重要な兼職の状況） 神姫観光ホールディングス株式会社　代表取締役社長 株式会社山陽百貨店　取締役	23,000株
	（取締役候補者とした理由） 坪田一夫氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成23年６月からは当社の常務取締役として総務・人事分野の業務および子会社管理業務に携わっております。 以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	瀧川（たきかわ） 博司（ひろし） （昭和８年４月27日生） 再任	昭和36年７月　兵庫トヨタ自動車株式会社入社 昭和52年６月　同社代表取締役社長 平成11年６月　当社監査役 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長 平成28年６月　同社取締役相談役（現任） （重要な兼職の状況） 兵庫トヨタ自動車株式会社　取締役相談役 株式会社さくらケーシーエス　取締役	0株
	（取締役候補者とした理由） 瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社の取締役相談役を務めており、過去同社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成11年６月からは当社の監査役、平成18年６月からは取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	上門（うえかど）　一裕（かずひろ） (昭和33年３月22日生) 再任　社外　独立	昭和55年４月　山陽電気鉄道株式会社入社 平成17年６月　同社取締役 平成20年６月　同社常務取締役 平成21年６月　同社代表取締役社長（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社　取締役 株式会社山陽百貨店　取締役	0株
	(社外取締役候補者とした理由) 上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。 また、平成25年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
6	伊藤（いとう）　克也（かつや） (昭和36年12月４日生) 再任	昭和59年４月　当社入社 平成24年６月　当社総務部長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任）	13,000株
	(取締役候補者とした理由) 伊藤克也氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、平成24年６月から当社の非営業部門の要である総務部長を務めるなど、総務・人事分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成26年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略　　歴
（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>よこやま　　ただあき
横　山　忠　昭
（昭和46年10月18日生）
再任</td><td>平成６年４月　当社入社
平成26年４月　当社企画部長（現任）
平成28年６月　当社取締役（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
横山忠昭氏は、主に企画・経理分野の業務に携わり、平成26年４月から当社の子会社管理の責任者である企画部長を務めるなど、企画・経理・子会社管理分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、平成28年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>さかい　　しんや
坂　井　信　也
（昭和23年２月９日生）
新任　社外　独立</td><td>昭和45年４月　阪神電気鉄道株式会社入社
平成14年６月　同社取締役
平成18年６月　同社代表取締役社長
平成19年６月　当社取締役
平成23年４月　阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長
平成29年４月　同社取締役相談役（現任）
（重要な兼職の状況）
阪神電気鉄道株式会社　取締役相談役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
坂井信也氏は、阪神電気鉄道株式会社の取締役相談役を務めており、過去同社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。
また、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	おおたに　たかし 大谷　隆 （昭和29年5月4日生） 新任	平成17年６月　当社入社 平成17年６月　当社企画部次長 平成26年５月　神姫産業株式会社　代表取締役社長（現任）	5,000株
	（取締役候補者とした理由） 大谷　隆氏は、平成26年５月から当社グループ会社である神姫産業株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しております。 その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
10	こばやし　けんいち 小林　健一 （昭和37年９月７日生） 新任	昭和61年４月　当社入社 平成25年６月　当社不動産事業部長（現任） （重要な兼職の状況） しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長	1,000株
	（取締役候補者とした理由） 小林健一氏は、主に当社の主たる事業である不動産事業に携わり、平成25年６月から不動産事業部長を務めるほか、当社グループ会社の代表取締役社長に就任するなど、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。 その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．上門一裕氏および坂井信也氏は、社外取締役候補者であります。
３．上門一裕氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
同氏は現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は、社外取締役候補者である上門一裕氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
５．社外取締役候補者である坂井信也氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
６．社外取締役候補者である坂井信也氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
７．当社は、瀧川博司氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所会館　２階大ホール
ＴＥＬ(079)222－6001(代表)

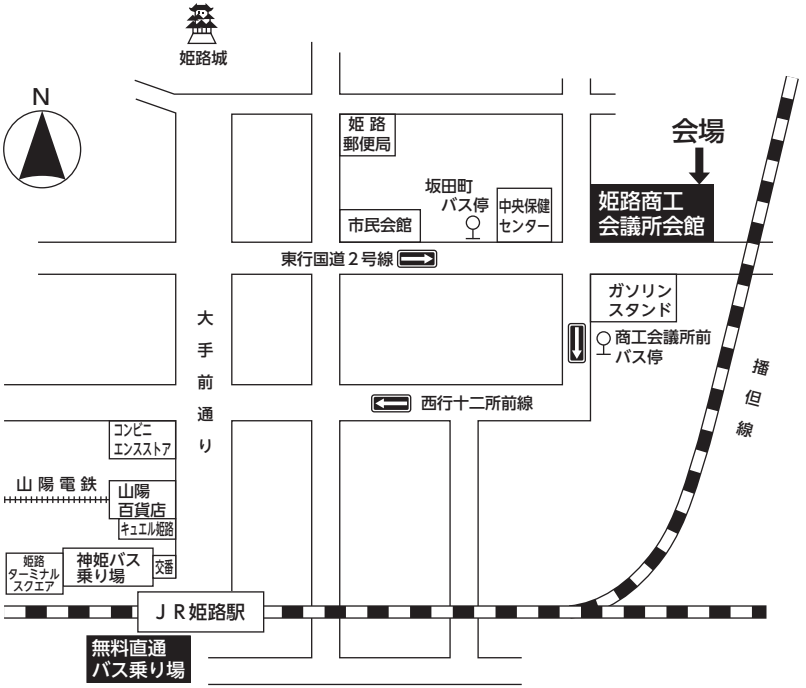

無料直通バスは、姫路駅（南）バスターミナルから発車します

総会会場行きの無料直通バスを**姫路駅（南）バスターミナルの観光バス乗り場から**、**９時10分と９時20分に**運行しますのでご利用ください。

【一般路線バスをご利用の場合】

神姫バス姫路駅北バスターミナルから鹿島神社、夕陽ケ丘行き（15番のりば）にご乗車のうえ、坂田町バス停にて下車、東へ約150m、または日出町行き（16番のりば）にご乗車のうえ、商工会議所前バス停にて下車、北へ約100mです。

UD FONT